

三木町農業委員会

令和 7 年 5 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年5月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和7年5月20日
(会議時間) 14:31～15:34
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 今西奏士郎主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 地域計画変更申出について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

14時31分 開会

- 事務局 ただいまから、5月の農業委員会定例会を開会いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、阿部委員さんと古市委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よろしくお願いします。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 それでは地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 会長 4-1 だが、渡人の都合により農地を売買しようとしていたところ、受人から話があり、申請に至った模様です。
- 岡田委員 4-2 だが、登記地目は田となっているものの、ほとんどが林野と化しているが、特に問題はありません。
- 松田委員 4-3 だが、渡人の都合により農地を売買しようとしていたところ、受人から話があり、申請に至った模様です。申請地は基盤整備をしている土地だが、受人が認識しているかはまだ確認できておりません。
- 高重委員 4-4 だが、以前より耕作していた方が受人となっており、問題はありません。
- 森委員 4-5 だが、高齢化により農業ができなくなったため、申請に至りました。
- 古市委員 4-6 だが、国下池の太陽光発電施設と変電施設をつなぐ送電線の設置のため、地上権を設定するものです。
- 会長 議案第3号について、質問がある方はいらっしゃいますか。
- 藤澤委員 議案書の中に農振農用地と農振地域とあるが、農振地域については農振農用地外と考えてよいのか。
- 事務局 はい。その通りになります。
- 会長 5-2 は、牧草だけになるのか。
- 岡田委員 将来的には、隣接地に畜舎を建築します。
- 会長 畜舎が建つのは、鹿庭コミュニティセンターの近くか。

岡田委員 その通りです。奈良谷池の近くで、匂い等の関係でこちらになったと聞いております。

古市委員 5-6 の渡人の理由が農業廃止となっているが、休んでいるだけではないのか。送電線の設置のみのため、農地として利用できるのではないのか。

事務局 申請者よりいただいた資料の譲渡理由が農業廃止となっておりますが、詳細について確認しておきます。

溝渕副会長 申請地は、〇〇氏が耕作しているのでは。

古市委員 申請地の隣接地は、〇〇氏が耕作しているが、申請地については、遊休農地となっております。

会長 他にご質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法5条、5条事業計画変更申請について事務局より続けて説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。5月分の農地法関連の申請について、去る、令和7年5月13日（火）の午前9：00から5条申請2件、5条事業計画変更1件の合計3件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、高重委員、私（溝渕委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号5-1です。当該申請地につきましては、第一種農地であるが、許可の基準を満たしており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

会長 5条申請 5-1 だが、譲渡人の孫が分家住宅を建築するもので、特に問題はありません。

沖藤委員 5-2 だが、事務局から説明のあったとおりで、特に問題はありません。

会長 事業計画変更についても、事務局から説明のあったとおりで、特に問題はありません。

会長 議案第2号、3号について他に質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条事業計画変更について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の10ページをご覧ください。
【番号17-38番から朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

高重委員 番号24-45だが、渡人が亡くなっているのではないか。貸借できるのか。

農地機構 渡人は亡くなっておりますが、奥さんの名前で契約しております。

溝渕副会長 番号24-46だが、農地所有していないのか。高齢だが、稲作できるのか。

農地機構 少し農地を所有しております。双方が窓口に来られ、年齢についても協議したうえで貸借しております。また、お孫さんが協力して稲作するようです。

会長 議案第4号について他に質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第1号農地法第18条、第2号地域計画変更申出について、続けて事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の15ページをご覧ください。報告第1号農地法第18条6項の通知について説明します。
【報告第1号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
続けて議案書の16ページをご覧ください。報告第2号使用貸借返還通知について説明します。
【報告第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

会長 18条の5-1は、3条申請に紐づいているとのことだが、一筆解約できていないのではないかな。

事務局 そちらの農地については、貸借がついておりませんでした。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
 それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
 令和7年3月分について、農地法第4条につきましては、香川県が1件、9670.00 m²、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が14件、97702.83 m²、三木町は0件でございます。以上となるが、その他質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
 連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会5月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15時34分 閉会